

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

(農村整備課)

一

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

二

○道路の供用開始(二件)

(道路課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(同)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(デジタルみやぎ推進課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(環境対策課)

五

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

七

教育委員会

○教育財産管理規則の一部を改正する規則

七

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業江合左岸地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年一月三十一日から令和四年三月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

令和四年一月二十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 緒久里産業株式会社 橋本 拓也	主たる営業所の所在地 大崎市三本木南谷地字長寿院浦一番地十	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 第二万三千四十四号
株式会社フロンティア 北山 寛	仙台市泉区泉ヶ丘一丁目十二番三十号	般一三〇 第二万七千七百五十号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確認できず、令和三年十二月十七日付け宮城県告示第八百八十五号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 愛島名取線

三 道路の区域

変更の区間 名取市飯野坂四丁目四一五番一地先から 同市小山二丁目無番地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前 A	六・六 二八・三	三八八・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分を
	A	六・六 二八・三	三八八・三	
	B	七・五 七・八	六七・四	

後	七・五 一六・五	六七・四
---	-------------	------

○宮城県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字火石坂九〇番四地先から 同郡同町耕野字火石坂九〇番一地先まで	令和四年 一月二十八日

○宮城県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	愛島名取線	名取市飯野坂四丁目四一五番一地先から 同市小山二丁目無番地先まで	令和四年 一月二十八日

○宮城県告示第四十九号

美里町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>1 種類 大崎広域都市計画下水道</p> <p>2 名称 美里町流域関連公共下水道</p> <p>二 縦覧場所 宮城県庁（土木部都市計画課） ○宮城県告示第五十号</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 土地区画整理事業の名称 石巻広域都市計画事業石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業</p> <p>二 施行者の名称 石巻市</p> <p>三 事務所の所在地 石巻市穀町十四番一号</p> <p>四 換地処分の年月日 令和三年十一月一日、令和三年十一月十六日及び令和三年十二月二十一日</p>	<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。</p> <p>令和四年一月二十八日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 入札に付する事項</p> <p>1 業務名及び数量 宮城県給与支給システム運用機器賃貸借業務 一式</p> <p>2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>3 履行期間</p>
--	---

公 告

<p>契約締結日から令和九年七月三十一日まで</p> <p>4 履行場所 宮城県庁行政庁舎内 ほか</p> <p>二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。</p> <p>4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。</p> <p>5 次に掲げる公的認証制度のいずれかを取得していること。 （一）ISMS適合性評価制度（情報セキュリティマネジメント） （二）プライバシーマーク制度</p> <p>6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。</p> <p>7 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>8 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。</p>
--

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

10 当該物品に対する迅速な保守及び修理体制（出張所、代理店を含むものとし、委託する場合は含む。）が整備されていること。

11 入札参加資格申請場所

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ令和四年二月七日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課システム最適化班（担当 櫻井 知則 電話 〇二二二二一一二四七六）

3 郵送による入札説明書の交付期限

郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年二月四日（金）まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより令和四年二月十七日（木）から令和四年二月二十八日（月）までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書の定めるところにより令和四年二月二十八日（月）までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)で提出された書類に関し県から説明を求められた場合、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムにより入札に参加する場合
入札期間

令和四年三月三日（木）から令和四年三月九日（水）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限

イ 日時 令和四年三月九日（水）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付き書留郵便によりイの日時までにロの場所までに到達できるように送付すること。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年三月十日(木)午後一時 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課

四 入札に参加することができる者

二で定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金

財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

入札書には、契約期間全体の賃借料総額を記載すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

7 契約書作成の要否

要

8 入札に関する経費

申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Leasing of Miyagi Prefectural payroll system equipment (1 set)

2 Leasing Period : May 1, 2022 to July 31, 2027

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline for Bid Submission : March 9, 2022 (Wed), 5 : 00 p.m.

5 Time and Place for Bid Selection : March 10, 2022 (Thu), 10 : 00 a.m.

Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

6 Contact Information :

Tomonori Sakurai

Network Management Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning

Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi

Prefecture 980-8570 Japan

Tel: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務名 令和四年度公共用水域(河川・湖沼)水質分析等業務

2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 令和四年四月一日から令和五年三月二十四日まで

4 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行) 別表各号に規定する次のい

ずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十七条に規定する計量証明の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五）へ令和四年二月十四日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行される競争入札又は任意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行される競争入札又は任意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、紙による入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付
原則、電子調達システムからのダウンロードによる。
紙による交付を希望する場合は、令和四年一月二十八日（金）から令和四年二月二十二日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除く。）の午前九時から午後五時までに申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年二月二十二日（火）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) 電子調達システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年二月二十五日（金）から令和四年三月七日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和四年三月七日（月）午後五時まで
ロ 提出場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所
二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

令和四年三月八日(火) 午前十時

宮城県庁舎十階 一〇一会議室又は電子調達システム

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 入札参加資格の審査において、資格を有する者と認められなかった者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set.

2 Deadline to Submit Bid : March 7, 2022, 5 : 00 pm.

3 Place and Time of Bid Selection : March 8, 2022, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 10th Floor, 1001 Meeting Room.

4 Contact : Fumitaka Hayasaka, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan.

Tel: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

yen

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和四年一月二十八日

令和四年一月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市若柳字川北塚原百四番一、百七番、百八番、百九番、百十番、百十一番一、百十一番二の一部、百十四番一、百十四番二の一部、百十五番、四百二十七番一、百四番一地先水の一部、百九番地先水の一部、四百二十七番一地先道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
栗原市

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和四年一月二十八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城郡利府町澤乙字寺下二十番、二十一番、二十六番の一部、一番一の一部、二十七番四、一等地先の水の一部、二十番地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番二
認定NPO法人 さわおとの森

宮城郡利府町澤乙字寺下二十番、二十一番、二十六番の一部、一番一の一部、二十七番四、一等地先の水の一部、二十番地先の道の一部

宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番二

認定NPO法人 さわおとの森

宮城郡利府町澤乙字寺下二十番、二十一番、二十六番の一部、一番一の一部、二十七番四、一等地先の水の一部、二十番地先の道の一部

宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番二

認定NPO法人 さわおとの森

宮城郡利府町澤乙字寺下二十番、二十一番、二十六番の一部、一番一の一部、二十七番四、一等地先の水の一部、二十番地先の道の一部

宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番二

認定NPO法人 さわおとの森

教育委員会

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月二十八日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第一号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉔」を削る。

様式第一号の二及び様式第一号の三並びに様式第二号から様式第五号までの規定中「㉕」を削る。

様式第六号中「㉖」を削る。

附 則

この規則は、令和四年二月一日から施行する。